

和歌山県立医科大学保健看護学部自己点検・評価委員会規程

制 定 平成16年4月1日和医大規程第104号

最終改正 平成29年12月14日和医大規程第 44号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学保健看護学部（以下「本学部」という。）における教育、研究等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）並びに結果の公表を行うため、保健看護学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本学部の次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の分野及び項目に関すること。
- (3) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
- (5) その他自己点検・評価に関すること。

2 委員会は、自己点検・評価の結果について、本学部教職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健看護学部長（以下「学部長」という。）
- (2) 本学部の教員 6名以内
- (3) 保健看護学部事務室長

2 前項第2号の委員については、本学部の教授会の審議を経て学部長が任命する。

(任期)

第4条 委員（前条第1項第1号及び第3号に掲げる者を除く。次項において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、学部長をもって充て、副委員長は学部長が推薦し、教授会の審議を経てこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会)

第6条 委員会に専門的に調査及び点検・評価するため部会を置くものとし、学部内委員会等をもって充てることができる。

2 部会は、調査及び点検・評価した結果を委員長に報告するものとする。

3 部会員は、委員会の議を経て学部長が任命する。

4 部会に部会長を置き、委員又は学部内委員長等をもって充てる。

5 部会長は、必要のつど部会を招集し、議長となる。

- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代行する。
- 7 部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(会議の運営)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、委員会の議を経て委員以外の者を委員会に出席させることができる。
(委員会の事務)

第8条 委員会の庶務は、保健看護学部事務室において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会の事務は学部内委員会の庶務を所管する所属又は当該部会が実施する自己点検・評価の項目を所管する所属において処理する。
(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。